

## 中国地方5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県（以下「5県」という。）並びに島根県立中央病院、川崎医科大学附属病院、広島大学病院及び山口大学医学部附属病院（以下「基地病院」という。）は、5県において各県が運用するドクターヘリの広域的な連携体制の構築による救急医療体制の充実を図るための相互利用及び災害時における相互協力を目的として次のとおり協定を締結する。

### （実施体制）

第1条 この協定に定める事項は、5県、基地病院及び運航業務受託者が良好な関係の下に実施するものとする。

### （対象地域）

第2条 相互利用に係るドクターヘリの出動対象地域は、別に定める。ただし、多数の傷病者が発生したとき等ドクターヘリによる救急医療の有用性が認められる場合には、出動対象地域以外にも出動できるものとする。

### （要請）

第3条 出動対象地域においては、傷病者の生命に関わる等の理由から緊急性を有すると認められる場合に、基地病院からの運航距離及び時間を勘案して、他県のドクターヘリを要請できるものとする。

### （災害時の運用）

第4条 災害発生時におけるドクターヘリの広域的な運用については、各県の運航要領等に基づき協力して行う。

### （連絡会議）

第5条 この協定に基づくドクターヘリの連携が円滑に行われるよう、関係機関による連絡会議を設置する。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づくドクターヘリの出動に係る費用は、原則として出動する側の負担とする。ただし、運航開始後の実績等を踏まえ、負担ルールについて見直すこととする。

### （事故等への対処）

第7条 ドクターヘリの運航に起因する事故等については、運航業務受託者、基地病院及び関係県の責任において対処するものとする。

(委任)

第8条 この協定に定めるもののほか、ドクターヘリの広域連携の実施に際し必要な事項は、関係する県及び基地病院が協議して別に定める。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、9者署名のうえ、各1通を保有する。

平成25年1月23日

鳥取県知事

島根県知事

岡山県知事

広島県知事

山口県知事

島根県立中央病院  
病院長

川崎医科大学附属病院  
病院長

広島大学病院  
病院長

山口大学医学部附属病院  
病院長